

不法投棄等対策支援事業の実施概要

2013年9月5日に滑川市から出えん申請のあった「滑川市大日地内使用済自動車等不法投棄事案」について、出えん要件及び費用についての確認を完了したため、事業実績額151,000円の80%、120,800円の出えんを実施した。

1. 事案の概要

- 1) 不法投棄場所 : 県道51号菟輪・滑川インター線 大日地内
- 2) 投棄実行者 : 不明
- 3) 事案概要 : 上記地内河川脇に一般廃棄物(三菱製普通乗用車1台)が不法に投棄されていた
- 4) 経緯
 - 2012年 5月 : 土砂崩れに際し復旧作業員が発見
市は警察へ照会し、当該車両の所有者が不明であること、事件性が無いこと、を確認
 - 2013年 5月 : 市は廃棄物処理法第19条7に基づき5/24公告
(処分者等による措置の履行期限を5/31に設定)
 - 7月 : 処分者等により措置が履行されず、市長が廃棄物処理法第19条7に基づき支障の除去等の措置を実施

2. 出えんの要件

- 1) 生活環境保全上の支障または支障のおそれ
不法投棄された使用済自動車から廃油、廃液等が流出し、河川の水質や土壌が汚染されるおそれがある
- 2) 措置命令又は公告
廃棄物処理法第19条4第1項に掲げる者「処分者等」に対し、第19条7第1項に基づき公告
- 3) 支障の除去等の措置
廃棄物処理法第19条7第2項の規定に基づき、市長が当該支障の除去等の措置を講じた
- 4) 再発防止策の実施
 - (1) ホームページ、広報誌での不法投棄防止の啓発記事を掲載
 - (2) 不法投棄防止用監視カメラの貸し出し、設置
 - (3) 不法投棄禁止看板の設置

3. 事業費の明細

項目		金額(円)
	撤去費	126,000
	処理費	25,000
事業実績額		151,000
出えん額(80%)		120,800

【現場写真】

代執行前



代執行後



【撤去作業】



【リサイクル処理】



【スケジュール】

[illegible]